

I 統一論題報告

会計基準の比較分析 —減損会計基準の場合—

米山正樹
東京大学

要 旨

本稿は (a) 会計基準の比較分析を通じて何を解明しうるのか、逆に比較分析はどのような限界を抱えているのか、(b) 会計基準の比較分析に際して留意すべきことは何か、を主題としている。この問題に取り組むため、本稿では、主要国の会計基準に関する共通点と相違点とが錯綜していることで知られる減損会計基準を具体的な分析対象とした。

本稿では最初に、各国（米国 FASB, IASB および ASBJ）の会計基準が認識基準、測定基準およびいったん計上した減損損失の戻し入れ（の可否）について、どのようなルールを設けているのかを確認した。具体的な減損手続に関する異同点が（通念どおり）複雑に錯綜していることの確認をふまえ、次にその理由を考察した。具体的には、減損手続の違いを生み出している要因として「それぞれの基準設定主体が依拠している基本的な考え方」を想定し、異同点を「基本理念の違い」に帰することができるかどうかを検討した。その結果、ほとんどの減損手続は「基本理念」から一意的に導かれてくることが明らかとなった。つまり一見したところ複雑にみえる異同点も、その大部分は「基本理念の違い」という単一の対立軸に還元しうるものであった。

ただしいくつかの異同点については「基本理念」にひきつけた解釈が困難であるのに加え、各国の基準設定主体が異なる「基本理念」に依拠している理由も定かではない。これらは将来に残された検討課題となっていた。

本稿はまた、減損会計基準の分析に際し、周辺領域に適用される会計処理にも目を向け、それと減損処理との関係を解明する必要性も強調している。そうした必要が生じる典型例として、本稿では償却不足を取り戻すための簿価切り下げと減損処理との「独立性」が問題となる旨を指摘している。

I はじめに ―問題の所在―

会計基準の国際的な統合化が進み、それに伴い会計実務の共通化が図られると、会計基準や会計実務を対象とした国際比較分析への関心は高まることが予想される。基準や実務の共通化を図る過程では各国間の差異が顕在化し、(a) そうした差異は解消しうるものか、それとも環境条件が大きく変わらない長期にわたり解消しえないものか、(b) 差異を解消しうる場合、複数が併存している現行の基準や実務のうち、いずれによって共通化が図られるのか、それとも現在は採択されていない「新たな手法」によるのか、などに社会の関心が集まり、少なからぬ学界関係者がこうした要請に応えようとするのが予想されるからである。

こうした最近の動向に加え、日本では、会計基準や会計実務の国際的な統合化が図られる以前から、海外の基準や実務に対し、多くの学界関係者の関心が寄せられていた。海外事情に対する当時の関心は、おそらく、「後進的」と考えられていた日本基準を、先進的な外国基準と同等の水準にまで引き上げようという意図によるものであろう。会計基準や会計実務の国際比較は、財務会計分野の研究者が一貫して関心を寄せてきた問題と見てよい。

もっとも、会計基準や会計実務の国際比較に一貫して関心が向けられてきたことは、それらに主眼を置いた研究が十分な成果を生み出してきたことを必ずしも意味しない。報告者の体験からすれば、会計基準や会計実務に関するこれまでの比較分析には改善の余地が残されている。本報告では、(a) 会計基準を対象とした比較分析は何を解き明かしうるの

か、(b) 比較分析を通じて学術的な知見を獲得しようとする場合、どのような点に留意しなければならないのか、などを主要な検討課題とする。抽象的な次元にとどまる議論だけでは説得力を欠くと考えられることから、次節では減損会計基準を対象として、実際に会計基準の国際比較を試みる。これを受けて、最終節では、減損会計基準に関する実際の分析から、別の領域にも適用可能な含意を引き出すことに努める。

II 比較分析の具体例 ―固定資産の減損処理―

1. 主要国の会計基準にみられる共通点と相違点

よく知られているとおり、ASBJ、米国 FASB および IASB は、それぞれの会計基準において、収益力の低下した固定資産を対象として簿価の追加的な切り下げを求めている。減損処理と呼ばれるこの簿価切り下げについては、具体的な会計処理の次元で 3 者の間に無視できない相違点がみられる。

(1) 簿価を切り下げる理由

まず収益力の低下を契機として簿価を切り下げる理由について、日本の現行基準では「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という側面が強調されている。より具体的には、投資期間全体を通じて初期投資額の回収が見込めなくなった場合、初期投資額のうち結果的に過剰投資となってしまった部分は切り捨てなければならない、という判断から、追加的な簿価の切り下げが求められている。

これに対し米国 FASB では、収益力が低下した固定資産には通常、転用や配置換えなどの措置がとられることに関心が寄せられて

いる。これらの行為は事実上、これまで行ってきた投資が清算されることと、清算に伴って回収した資金が再投資されること、すなわち新たな投資への着手とを意味する。そうであれば、減損が生じた固定資産の評価は、通常の新規投資が行われる場合と同様、投資の成果を適切にとらえるための「新たな基礎」に修正しなければならない。こうした考えが、簿価の切下げを支えている⁽¹⁾。

前二者と異なり、IASBについては、収益力が低下した固定資産の簿価を切り下げる理由に関する直接的な記述を見出すのは難しい。ただし関連する規定から推察すると、IASBは(a)「簿価は回収可能な金額を反映している」という素朴な通念が市場関係者の間で広く共有されており、それゆえ(b)収益力の低下によって簿価が回収可能価額を超過してしまったのであれば、通念に適った財務報告を行うために回収可能額までの切り下げが必要となる、という考えから、減損処理を要求していると考えられる⁽²⁾。IASBはこれと併せて、減損処理の認識と測定の両面において重要な役割を果たす「回収可能価額」は、収益力が低下した固定資産に関して経営者がどのような意思決定を行うのかに依存して決まるものと述べたうえで、合理的な経営者であれば使用と売却処分のうち最善の選択を行うはずだと指摘している⁽³⁾。

(2) 減損の認識基準と測定基準

減損処理に関する主要国の会計基準は、簿価を切り下げる理由だけでなく、具体的な認識基準においても相違している。このうち日本と米国の現行基準は、「将来に回収が見込まれるキャッシュフローを割引かずに合計した金額（いわゆる割引前キャッシュフローの合計額）」を簿価が超過してしまうか否か

にてらして減損処理の要否を判断することとしている⁽⁴⁾。この方法は、直後に説明する代替的な方法との対比において、減損の発生可能性が相対的に高い場合に限って損失を認識する点が特徴的である。すなわち減損処理を行うかどうかを「より慎重に判断する方法」と位置づけることができる⁽⁵⁾。こうしたことから上記の認識基準には「蓋然性基準」という俗称が与えられている。

これに対しIASBでは、簿価が（将来に回収が見込まれるキャッシュフローを割引いた金額として求められる）「回収可能価額」を超過しているか否かに着目して、減損処理の要否を判断するように求めている。米国FASBなどと異なり、簿価と回収可能価額との対比によって減損処理の要否を判断する理由は必ずしも明示されていないが、おそらく、簿価が過大かどうかは、通常、それが「回収可能額」を超過しているかどうかにてらして判断される、という通念に適う方法と考えられているのであろう。この方法には「経済性基準」という俗称が与えられている。これはおそらく、この方法が、収益力の低下という「経済的実質」を最も端的に反映している、という考え方を背景としているのであろう。

主要国の会計基準は、さらに減損の測定基準においても相違している。興味深いことに、測定基準についてはASBJとIASBとが類似しており、認識基準についてはASBJと等質的なスタンスに依拠していた米国FASBが前二者と立場を異にしている。すなわちASBJとIASBとは、減損処理の対象となった固定資産をその回収可能価額まで切り下げるように求めている。そこでいう回収可能価額は使用価値と売却処分価値のうち、いずれか高いほうと定義されている⁽⁶⁾。

これまでも繰り返し言及してきたとおり、

「簿価は回収可能な金額であるべし」という通念に適う資産評価への要請が、IASBの減損処理を根底で支えている。回収可能価額への簿価切下げは、この考え方と整合的なものとみなされているのであろう。これに対しASBJは、投資期間の全体を通じた回収可能性を評価し直した結果、初期投資の一部が結果的に過剰となってしまったことを簿価切下げの契機とみている。未回収の初期投資額のうち回収可能価額に相当する金額は、文字通り、今後の活動を通じた回収が見込まれる金額であるから、その水準まで簿価を切り下げれば過剰投資額はすべて切り捨てられることとなる。両基準設定主体は上記のような考え方から、回収可能価額までの簿価切下げを求めているのであろう。

これに対し米国FASBでは、減損処理の対象となった固定資産の評価を公正価値まで切り下げようとしている。その理由は先に記した「簿価切下げの論拠」と密接に関わっている。すなわち収益力の低下に伴い、用途の変更などが行われた固定資産については、新たに着手したとみなされる投資の成果を適切に把握するため、新たな測定基礎を設定しなければならない。通常の投資であれば、投資の対象となっている資産の公正価値に相当する取得原価がそこでいう測定基礎となるから、減損処理の対象となった固定資産もまた、減損が生じた時点における公正価値へ簿価を修正しなければならない。こうした考えから、FASBは（常に売却処分価値と一致するわけではなく、使用価値でとらえられることもある）回収可能価額ではなく、公正価値への簿価切下げを求めている⁽⁷⁾。

(3) 戻し入れの可否

減損処理に関する主要国の会計基準は、こ

のほか、経済環境が事後的に好転したとき、それ以前に計上した減損損失の戻し入れを許容するかどうかにおいても相違している。いったん計上した減損損失の戻し入れを禁じているのはASBJと米国FASBである。その論拠としてASBJが指摘しているのは、減損を認識するかどうかの判断を慎重に行っていることとの整合性である。

先に記したとおり、ASBJは、固定資産の簿価が「割引前キャッシュフローの単純な合計額」を超過してしまうかどうかにてらして減損処理の要否を判断している。この方法は、将来キャッシュフローを割り引いて求める使用価値との大小関係によって減損処理の要否を判断する方法などくらべたとき、減損の要否に関するより慎重なスタンスに根ざしている⁽⁸⁾。そうであれば、「いったん計上した減損損失が結果的に不要となるような事態」は、事実上起こりえないほど稀なことと考えられる。そうした事態を念頭に置いて基準を開発すべきではない、という考えが、日本の現行基準を支えているのであろう。

これに対し米国FASBは、これまでも繰り返し言及してきた「収益力が低下した固定資産については、一般に、転用や配置換えなどの不可逆的な意思決定が行われる。」という考え方にもとづき、いったん計上した減損損失の戻し入れを禁じている。直前に記したとおり、転用や配置換えなどの意思決定は、それらに要するコストを考慮すれば、事実上不可逆的な形で行われる。かりに問題の固定資産を取り巻く経済環境が事後的に好転したとしても、それ以前に行われた意思決定が不可逆的なものであれば、かつて計上した減損損失を取り消す必要は生じないこととなる。

これに対しIASBは、事後的に経済環境が

好転した場合には減損損失の戻し入れを要求している⁽⁹⁾。その理由としてIASBは5点を指摘しているが、そのうち戻し入れの必要性を最も説得力ある形で支持しているのは、「経済環境の好転に伴う減損損失の戻し入れは、見積もりの修正に相当する処理である。見積もりが修正された事実は、その影響が及ぶ期間の損益に反映させるべし、という基本原則は利害関係者間で広く受け入れられている。」という議論であろう（IASB [1998], BCZ184 (c)）。

先に記したとおり、IASBは減損処理をもともと、収益力の低下に伴って失われた固定資産簿価の回収可能性を回復するための手続と位置づけている（IASB [1998], para.1）。経済環境の好転によって「結果的に」簿価の追加的な切り下げが不要となった場合にいったん計上した損失を取り消す方法は、そうした考え方と整合的である。直接的な言及はないものの、IASBが減損損失の戻し入れを求めている理由は、以上のように解釈することができるであろう。

(4) 小括

ここで確かめてきたとおり、固定資産の減損処理に関する主要国の会計基準においては、共通点と相違点とが錯綜している。それゆえ単純な二元論では、共通点や相違点に関して合理的な解釈を与えるのは難しい。会計基準の国際比較においては、しばしば、共通点や相違点が生じている理由が実定法系（大陸系）の法規範に根ざしているのか、それとも慣習法系（英米系）法規範に根ざしているのか、という類いの対立軸や、「海外主要国の会計基準は汎用的かつ先進的であるのに対し、日本の会計基準は特殊で後進的である」という類いの対立軸に求められがちである。しかし

減損会計基準については、どのようなものであれ、単一の座標軸に根ざした分析によっては、共通点・相違点に合理的な解釈を与えることができない。

そうであれば、次に求められるのは、減損会計基準の違いを生み出している複数の要因を解明することと、それらの要因間の相互関係を解明することであろう。次項ではこの点に考察を進める。

2. 減損処理を支える「基本理念」と具体的な簿価切り下げの手続

(1) 米国 FASB の場合

前項での考察によれば、米国 FASB が求めている会計処理は、収益力が低下した固定資産の簿価を追加で切り下げる理由とされる「転用や配置換えなどの意思決定に伴う、業績測定のための新たな基礎の設定」と密接に関わっていた。減損が生じた固定資産の簿価を（使用価値などではなく）公正価値まで切り下げるのは、「転用や配置換えの意思決定は、それまで行ってきた投資の清算と、清算によって回収した資金の再投資を伴う。」という考えによるものであった。外形上は同一の資産を保有し続けているだけだが、収益力が低下した固定資産については、そこに清算と再投資とを見出しうる、というのが簿価を切り下げる理由の骨子であった。

またこうした意思決定は、転用や配置替えに伴うコストに鑑みれば、通常、不可逆的な形で行われるものと考えられる。米国 FASB がいったん計上した減損損失の戻し入れを禁じているのは、たとえ減損処理の対象となった固定資産をめぐる経済環境が事後的に好転したとしても、既に転用や配置換えなどの意思決定が不可逆的に行われている以上、好転の事実は損失を戻し入れる契機にはならない、

という考えに根ざしたものであった。

さらに減損処理を行うかどうかの判断に際し、割引前キャッシュフローを割引かずに合計した金額と簿価とを対比していることも、「転用や配置換えなどの意思決定に伴う、業績測定のための新たな基礎の設定」という考え方と関連づけることができる。

転用や配置換えを行うかどうかは、現在実行中の投資から期待されるキャッシュフローの割引現在価値（すなわち使用価値）と、代替的な用途にもとづく使用価値との大小によって判断される。その点に鑑みれば、「転用や配置換えの意思決定」を簿価切下げの契機とみる米国 FASB はほんらい、何らかの割引現在価値にもとづいて減損処理の要否を判断することになる。「割引現在価値にもとづく判断」を基準状況とみれば、割引前キャッシュフローの単純な合計額と簿価とを対比している実際の会計基準は、減損処理の要否に関して慎重なスタンスを要求していることになる⁽¹⁰⁾。そのようなスタンスがとられているのは、転用や配置換えは影響が大きく、日常的に繰り返し行われている意思決定ではないことから、それらを伴うほど深刻な収益力の低下が生じているかどうかは慎重に確かめなければならない、という判断が働いているためであろう。

ここで述べたように、固定資産の減損に関して米国 FASB が求めている具体的な会計処理はいずれも、簿価を切り下げる理由とされている「転用や配置換えに伴う測定基礎の修正」から事実上一意的に導かれてくるものといえる。

(2) IASB の場合

では IASB についても米国 FASB と同様、収益力が低下した固定資産の簿価を切り下げ

る理由としてかれらが標榜しているもの、すなわち「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻す必要」との関係において、IASB が求めている会計処理も必然的なものといえるのであろうか。

先に記したとおり、IASB は減損処理の要否を簿価と「回収可能価額」の対比を通じて判断するとともに、減損処理を行う場合はその「回収可能価額」まで簿価を切り下げるように求めている。また減損処理の対象となった固定資産に関する経済環境が事後的に好転した場合は、減損損失の戻し入れを求めている。

IASB は時価や公正価値による評価を指向していると言われるが、減価償却を典型例とする計画的・規則的な配分手続によって簿価を決定すること自体は許容している。ただし配分手続が許容されるケースを、計画的・規則的な配分から導かれてくる簿価（未償却残高）に「回収可能価額」という経験的な意味が与えられる場合に限っている。言い換えれば、計画的・規則的な配分結果には「回収可能価額」を「上限」とする旨の制約が課されている。IASB は明示していないが、上記の制約は「配分の計画性や規則性よりも、配分手続から導かれてくる簿価の経験的な意味のほうを重視すべし」という考え方の存在を示唆している。

減損処理の必要性をこのように理解した場合、減損処理の対象となる固定資産の簿価を「最善の用途から期待される将来キャッシュフローの割引現在価値」を意味する「回収可能価額」まで切り下げるのは必然的な処理となる。経営者の合理的な行動を前提とすれば、上記のように定義された「回収可能価額」は文字通り「回収可能な金額」であり、この金額以下であれば簿価の回収可能性は損なわれ

ていないとみなしうるからである⁽¹¹⁾。

同様の理由から、そこでは簿価が「回収可能価額」を超過したかどうかにてらして減損処理の要否を判断する方法（すなわち IASB による減損の認識基準）も、減損処理を「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻すための手続」とみる考え方と親和的といえる。IASB では米国 FASB と異なり、減損処理が不可逆的な意思決定とは結びつけられていない。減損処理の適用は簿価の回収可能性が保たれている「通念に適ったほんらいの姿」への回帰を意味するものであるから、例えば「割引前キャッシュフローの合計額」を用いて減損の要否を慎重に判断する必要性は、「減損処理を支える基本的な考え方」との関係においては乏しい。

とはいえ、いったん減損処理を行うことになれば、そこで計上される減損損失がある年度の期間損益に大きな影響を及ぼしうるのは事実である。また減損損失の基礎となる使用価値は見積りに依存した測定値であり、経営者の裁量に影響されやすい。これらの諸点に鑑みれば、「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻すための手続」と位置づけた減損処理において、減損の要否を慎重に判断すること（具体的には、簿価と「回収可能価額」との大小関係にもとづき減損の要否を判断する「基本理念に適う方法」に代え、「割引前キャッシュフローの単純な合計額」との大小関係によって減損処理の要否を判断することなど）も積極的に排除されない。「減損処理を支える基本理念と親和的かどうか」ではなく「それと積極的に矛盾するかどうか」という観点に立つ場合、IASB が依拠している基本理念からは複数の認識基準が許容されることとなる。

さらに減損処理を行うかどうかの判断に際

してとくに慎重な判断が下されておらず、また減損の発生に伴って何らかの不可逆的な変化も生じていないのであれば、経済環境が事後的に好転した際、いったん計上した減損損失の戻し入れを妨げるものはない。計画的・規則的な配分手続にもとづく簿価が再び「上限」の範囲内に収まるようになった以上、「結果的に」不要となった減損損失は、むしろ積極的に戻し入れるべきことになる。このように考えれば、いったん計上した減損損失の戻し入れを IASB が許容しているのも、減損処理を支える基本理念としてかれらが受け入れている「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻すべし」という考え方と親和的といえる。

ところで先に記したとおり、減損処理を支える IASB の基本理念と矛盾しない減損の認識基準としては、その要否を簿価と「回収可能価額」との大小関係にもとづき判断する「ほんらいの方法」だけでなく、「割引前キャッシュフローの合計額」との大小関係によって判断する「より慎重な方法」も排除されない。減損損失の戻し入れは、いったん計上した損失の取り消しを意味する手続であるから、戻し入れの要否は、「もともとどのような観点から減損の要否が判断されたのか」と密接に結びついている。したがって、いったん計上した減損損失を計上するかどうかに関して「より慎重な方法」を採択する場合は、減損損失の戻し入れにも慎重なスタンスが求められることとなる。そこでは「最も慎重なスタンス」をとれば、いったん計上した減損損失の戻し入れは禁じられることとなる。

このとおり、減損損失を支える基本理念として IASB が依拠しているものから複数の認識基準が許容されることを与件とすれば、それと連動する形で、減損損失の戻し入れにつ

いても複数の立場がありうることとなる。減損損失の戻し入れを許容するかどうかは論点として独立しておらず、減損損失を慎重に認識するかどうかという論点に従属したものと位置づけられる。

(3) ASBJ の場合

続いては日本の減損会計基準に考察を進める。先に記したとおり、日本の現行基準は「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という観点から減損処理の必要性を説いている。ここでいう「投資期間の全体を通じた回収可能性」は、「簿価の回収可能性」と対置されている概念である。両者の相違は、「視野に収めるべき期間の違い」に現れる。すなわち後者は「減損の可否を判断している時点以降に期待されるキャッシュフロー（の割引現在価値）」と簿価との関係だけを問題にしている。これに対し前者では、「減損の可否を判断している時点以降に期待されるキャッシュフローだけでなく、それまでに稼得済みのキャッシュフローを含んだ、投資期間中に生み出されるキャッシュフローの総体（の割引現在価値）」と、投資総額との関係が問われている。

両者の違いが顕在化するのには、「当初の予想よりも早期に投下資金の回収が進み、にもかかわらず当初の予想に沿う形で減価償却費を計上し続けた結果、もっぱら償却不足を理由として簿価が過大となる場合」である。これは「投資期間の全体を通じてみれば収益力の低下はみられないが、早期に資金の回収が進んだ結果、減損の可否を評価している時点以降だけに限れば、簿価にみあう資金の回収が見込めない場合」とも言い換えられる。ここでは、将来のキャッシュフローとの関係に限れば、簿価が回収可能性を失っている。こ

れに対し投資期間の全体を通じてみれば、当初の予想を下回ることはない投下資金が回収されている以上、全体としての回収可能性は失われていない。いずれの回収可能性を問題にするのかに応じて、損失計上の可否に関する判断がここでは分かれることとなる。

こうした特徴を有する「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という観点から減損処理の必要を説く場合、減損処理の可否に関する判断基準（減損の認識基準）としては、複数の選択肢を想定しうる。

そのうちのひとつは、「投資に着手した時点において期待しえた回収可能価額を事後的に見積もり直したもの」との対比において、初期投資額（原始取得原価）が過大であったかどうかである。合理的な経営者は、投資プロジェクトに着手した時点においては、初期投資額を超過するキャッシュフロー（正確にはその割引現在価値）の回収を期待していたはずである。「投資期間の全体を通じた回収可能性を評価し直す」ということは、投資に着手した時点のそうした判断について、事後的に判明した事実にてらして「後から考えてみても正しい判断を行ったか」というかどうかを確かめることにほかならない。「結果的に過剰投資を行ってしまったかどうか」という観点から、減損の可否を判断するのである。

このような形で減損の可否を判断する場合、減損処理が必要とされた固定資産の簿価は、「投資に着手した時点における回収可能価額を改めて見積もり直したもの」を基礎として減価償却の適用を適用し直すことから導かれてくる、減損発生時点の未償却残高まで切り下げられることとなる。過剰投資を切り捨てた後に残るのは、「事後的に判明した事実にてらしてみても回収可能な初期投資額」であ

る。減損処理後は、この金額にもとづき減価償却の手続をやり直せば、「見積もり直したキャッシュフローとの関係において過大とはいえない減価償却費」が投資期間中の各期に配分されることとなる⁽¹²⁾。

減損が生じた固定資産をこの方法によって切り下げた場合の簿価、すなわち「結果的に過剰となってしまった部分を切り捨てた初期投資額にもとづき、償却計算をやり直すことから導かれてくる未償却残高」は、計画的・規則的な配分計画にもとづくものである。したがって、減損処理の対象となった固定資産の、減損発生時点における「回収可能価額」以下にこの金額が収まっている保証はない。とりわけ収益力が低下した固定資産について、相対的に多くの資金が早期に回収されることとなった場合、上記の「未償却残高」は減損以降に回収しうるキャッシュフローとの関係において過大となりうる。つまり投資期間の全体を通じた回収可能性の評価を上記の方法で行う場合、新たに見積もり直したキャッシュフローの発生パターン次第では、減損と同時に償却不足も生じうる。

このとき、償却不足を修正しようとするれば、「新たな配分計画にもとづく未償却残高」は減損が発生した時点の「回収可能価額」まで切り下げることとなる。簿価を「回収可能価額」まで切り下げておけばその回収可能性が保たれることは、IASBが求めている減損処理に関連づけて先に説明したとおりである。

そうなると、投資期間の全体を通じた回収可能性を評価した結果、回収可能なキャッシュフローの割引現在価値が総額で減少するとともに、そこでいう「総額」の実現パターンもまた変化する「より一般的なケース」⁽¹³⁾を前提とすれば、減損処理、およびそれと同時に必要とされる償却不足の修正の結果、固定

資産の簿価は(a)「投資期間の全体を通じたキャッシュフローに関する新たな見積もりから導かれてくる未償却残高」と(b)減損が生じた時点における「回収可能価額」とのいずれか低いほうへの簿価修正が求められることとなる。収益力の低下だけが生じる場合は(a)への簿価修正が、回収可能なキャッシュフローの低下と同時に、その回収パターンも変化し、早期により多くのキャッシュが回収されることとなる場合は(b)への簿価修正がそれぞれ求められることとなる⁽¹⁴⁾。

続いて問題となるのは、日本の減損会計基準を支える「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という考え方と、いったん計上した減損損失に関する戻し入れの可否との関係である。これまでの議論から明らかのように、この「基本的な考え方」からすれば、減損損失を認識するのは、「投資に着手した時点に遡って見積もり直した結果、問題の固定資産から生み出される将来キャッシュフローの割引現在価値が初期投資額に満たなくなった場合」、すなわち「結果的に過剰な投資を行ってしまったといえる場合」である。「投資期間の全体を通じた」回収可能性を問題にしている以上、減損処理の要否は、原則として「総体としての投資額（初期投資額）」と「投資期間の全体を通じて回収されるキャッシュフローの初期投資時点における割引現在価値」との対比によって判断されることとなる⁽¹⁵⁾。

ここで述べたとおり、投資期間の全体を通じた回収可能性を問題にする場合は、過去に遡って将来キャッシュフローを見積もり直す作業が不可欠である。そうした作業はコストを要するものであり、また上記の規準にてらして減損処理が必要と判断された場合は、過去から未処理のまま繰り越されてきた過剰投

資額を一度に切り捨てることになる。そこで計上される減損損失は、年度の期間損益との対比において無視できない大きさとなりうる。そうした事情に鑑みれば、「遡及的な見積もり」が求められる状況では、減損処理の要否を「ほんらいの方法」よりも慎重に判断する必要が生じうる。減損処理の要否に関して慎重な判断が下される場合には、いったん計上した減損損失の戻し入れについても慎重な判断が必要となり、「最も慎重なスタンス」のもとでは戻し入れが禁止されることとなる。

(4) 「基本理念」の違いに帰着させうる相違は何か

米国 FASB、IASB および ASBJ の減損会計基準がそれぞれ依拠している「基本的な考え方」と、具体的な減損手続との関係を検討したこれまでの議論によれば、減損処理を行う理由に関する各基準設定主体の説明（減損処理を支える基本的な考え方として、それぞれの基準設定主体が依拠しているもの）は、減損手続の「大枠」を規定していた。具体的な減損手続に関する各国基準の「複雑に錯綜した相違」の多くは、「基本的な考え方」の違いに帰着させうるものであった。

例えば米国 FASB の場合、「収益力が低下した固定資産については、転用や配置替えといった、不可逆的な意思決定が下され、それまで行ってきた投資が清算されるとともに、（減損が生じた固定資産を対象として）新たな投資が開始される」という事実認識がとられている。こうした事実認識と統合的な減損手続（認識基準、測定基準、および戻し入れの可否）は事実上ひとつだけであった。

続く IASB の場合も、「(計画的・規則的な配分は簿価の回収可能性が保持されている場

合に限って容認されるものであり、) 経済環境の予期していなかった変化により『簿価の回収可能性』が損なわれた場合は、それをただちに取り戻さなければならない」という事実認識が、具体的な減損手続は大きく制約していた。ただし米国 FASB の場合と違って、「簿価の回収可能性を常に保持すべし」という要請は、それだけで特定の減損手続を一意的に導くものではなかった。減損処理の要否に関する判断規準で、上記の「基本的な考え方」に矛盾しないものは複数存在しており、そのうちいずれを選択するのかは、減損処理の要否をどれだけ慎重に判断したらよいかという価値判断に依存していた。

残る ASBJ の場合も、減損処理に関する「投資期間の全体を通じた回収可能性を評価するための手続」という基本理念と統合的な減損手続は限定的であった。収益力の低下と同時に起こりうる「償却の遅れ」との関係を問わなければ、「基本的な考え方」が減損手続を事実上一意的に規定しているといってもよい。

ただし上記の「基本的な考え方に適う減損手続」は、日本の現行会計基準が実際に求めている減損手続と少なからず異なっている。両者の違いは、「収益力の低下は一般に償却の遅れを伴う」という事実認識に立つかどうかの違いに求められるものであり、「減損処理を行う際には『償却の遅れに起因する簿価の切り捨て』も併せて行わなければならない」という事実認識のほうに依拠する場合は、現行会計基準が求めている減損手続にもまた、「基本的な考え方」と積極的には矛盾しない手続としての合理的な解釈を与えうる、というのが本稿での考察結果であった。

上記のとおり、具体的な減損手続の違いを生み出す「基本的な考え方」以外の要因とし

て本稿が言及したのは、(a) (基本理念との関係において特定の選択が強いられる状況ではなく、裁量の余地が残されている状況において) 減損処理を行うかどうかの判断をどれだけ慎重に行うのか、に関する価値判断の違いや、(b) 固定資産に関する収益力の低下と償却の遅れとの同時発生がどれだけ一般的なことなのか、に関する事実認識の違いであった。(a) が論点となるのは IASB の現行基準であり、(b) が論点となるのは ASBJ の現行基準であった。複数の選択肢がいずれも「基本理念」とは積極的に矛盾しない状況で、IASB と ASBJ はそれぞれ、(a) と (b) のそれぞれについて特定の判断を下している。それが (減損処理を支える「基本理念」以外の) どのような考え方に根ざした選択であり、その選択は必然的なものだったのか、それとも偶然の産物に過ぎなかったのかは、今後の検討に委ねられている。

(5) 残された検討課題：「基本理念」の相違を生み出しているものは何か

これまでの考察には、直前の段落における指摘事項以外にも、未解明の検討課題が残されている。そのうちのひとつは、減損処理を支える「基本的な考え方」に関する各国の違いが何から生じているのか、である。本稿のこれまでの考察は、「基本的な考え方」が基準設定主体間で異なっているのを与件としたうえで、それと具体的な減損処理との間に「必然的な結びつき」があるかどうかを検討することにより、具体的な減損手続にみられる各国間の「複雑に錯綜した違い」に合理的な解釈を与えようとするものであった。直前の(4)で要約したとおり、減損手続に関する相違の大部分は、こうした「基本的な考え方」の違いに帰着するものであった。こうし

た知見が得られたことと対照的に、なぜ「基本的な考え方」が違うのかについては、ここまで一切の検討が行われていない。

減損会計基準を支えている「基本的な考え方」の違いを生み出しうる要因としては、まず(a) 財務報告の目的として想定されているものの違いや、(b) (「財務報告の目的」自体は共通、あるいは類似しているという前提のもとで) 利益の計算と開示に関する基本原則や基本思考の違いなどを想定しうる。このうち(a)は、具体的には、「投資家の意思決定に有用な情報の提供」以外にも「副次的な目的」を想定するのか、かりに「副次的な目的」を想定する場合、「主要な目的」と「副次的な目的」との関係はどう理解するのか、などの形をとる対立軸である。これに対し(b)は、「資産負債観と収益費用観のいずれに立つのか」、「配分指向か、それとも評価指向か」などの形をとる対立軸である。ただし会計基準の国際的な調和が図られている状況で、米国 FASB、IASB および ASBJ の間に(a) や (b) の次元で大きな違いがあるとは考えにくい。

そうなると次に試みるべきは、「利益の計算と開示に関する基本原則として各国の基準設定主体が共有しているもの」の解釈(の違い)にひきつけた説明であろう。具体的には、(c) 収益力が低下した固定資産に関連する情報として、投資家らは具体的にどのようなものをなぜ必要としているのか(平均的な投資家はどのような意思決定モデルに依拠していると考えられるのか)、(d) 収益力が低下していない固定資産について、なぜ減価償却の手続による計画的・規則的な費用配分が行われるのか、(e) 収益力が低下していない固定資産については、転用や配置替えが必ずしも「それまで行ってきた投資の清算と新たな投

資への着手」を意味しないものと理解されているのに対し、収益力が低下したものに限って清算と再投資が行われたものとみなすことの合理性はどこにあるのか、などの諸点が「基本原則に関する解釈の違い」の典型例である。

ここで列挙した(c)から(e)までについてのスタンスは、減損処理を支える「基本的な考え方」として各国の基準設定主体が依拠しているものとの「親和性」や「距離感」と関わっている。その意味では、上記の問題にどのようなスタンスで臨むのかが「基本的な考え方」の違いを生み出している可能性がある。ただしここで例示した(c)から(e)までで、「利益の計算と開示に関する基本原則のうち減損処理のあり方に関連し、かつ、解釈が多岐に分かれるもの」を網羅している保証はない。減損処理を支える「基本的な考え方」の違いに関する「最善の説明」は何であるのかについても、さらなる検討の余地が残されている。

Ⅲ おわりに

最後に、固定資産の減損処理を対象とした各国会計基準の比較分析から得られた知見のうち、他の領域における比較分析にも適用可能という意味で汎用的なものを要約する。減損処理に関する比較分析から引き出されてきた第1の含意は、比較の結果を単一の座標軸に沿う形で評価できる保証はなく、「目に見える」共通点や相違点は複雑に錯綜している場合もある、という点である。」

国際比較に際しては、単一の対立軸に根ざした「二元的な評価」を行いがちである。しかし会計基準のあり方は多様な要因の影響を受けるものであり、(a)財務報告の目的とし

てどのようなものが想定されているのか、(b)その目的を達成するため、どのような基本原則に根ざした基準開発を行うことになっているのか、などに加え、(c)「偶然の産物」ともいえる経路依存的な要素にも左右される。そういう状況では、会計基準のあり方に影響を及ぼしうる要因を網羅するとともに、それらの要因が独立しているのか、それともある要因が別の要因を規定する関係にあるのか、などの解明に努め、最終的には「具体的な認識・測定手続の相違を生み出す最も根源的な要因」を見出すことが目標となる。

とはいえ、減損会計基準を対象とした本稿での考察が示唆しているように、具体的な認識・測定手続に関する各国基準の相違が複雑に錯綜している状況では、上記の「最も根源的な要因」の解明は困難である。実際、本稿でも、各国基準を支える「基本的な考え方」が具体的な減損処理の多くを一意的に導いていることまでは解き明かされたものの、その「基本的な考え方」がそもそもなぜ相違するのかについては、いくつかの選択肢を提示する段階にとどまっている。

かりに「基本的な考え方」が相違する理由に関する「最善の説明」を見出すことができたとしても、議論がそこで収束する保証はない。論点は「ある特定の説明をなぜ最善というのか」に移り、議論の「無限後退」が続くこととなる。それを避けるためには、厳密な議論を経なくても受け入れうる「基本的な前提」を置き、それを与件としなければならない。比較分析に際しては、こうした「限界」を意識しておくことも肝要であろう。

減損処理に関する比較分析から引き出されてきた第2の含意は、直接的な比較対象となっている会計基準だけでなく、周辺領域に適用されている関連基準をも視野に収めなけ

れば比較分析は完結しない、というものである。こうした含意は、とりわけ ASBJ の減損会計基準と密接に関わっている。

「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」を目的とする日本の減損処理においては、減損の有無は、「投資に着手した時点に遡って見積もり直した使用価値」と初期投資額との対比によって判断するのが「基本理念」と親和的な方法と考えられる。実際の現行基準は過去に遡ってキャッシュフローの価値を見積もり直すことは求めておらず、それゆえ現行基準が求めている減損の認識基準は、「基本理念と整合していないもの」という批判を受けることもある。

こうした批判が的を射ている可能性は否定できないが、その一方、前節で検討したように、「固定資産に係る収益力の低下は、一般に償却の遅れをも引き起こす」といいうるのであれば、償却不足を取り戻すことを目的とした「減価償却費の追加計上」が減損処理と同時に必要となる。収益力の低下と償却の遅れとの間にそのような結びつきを見出すのであれば、減損の認識や測定を「将来キャッシュフローを見積もり直した時点における回収可能価額」に関連づけて行うことにも合理的な解釈を与える、というのが、前節で行った議論の骨子である。この「回収可能価額と簿価との対比による減損の認識と測定」を慎重に行うのであれば、日本の現行基準が求めている「割引前キャッシュフローの単純な合計額」と簿価との対比にも合理性を見出しうるることとなる。

ここでの争点は、収益力の低下を契機とする減損処理と、償却の遅れを取り戻すことを目的とした簿価切り下げとを「密接不可分な関係にあり、事実上一体として処理するしかないもの」とみるのか、それとも両者は類似

しているが独立に取り扱うべきものか、である。いうまでもなく、両者は形式的には独立している。しかし収益力が低下した固定資産については、投資期間の後半には十分な資金回収を図れないのが一般的と考えられる。その点をも考慮に入れば、両者を一体とみる立場にも説得力を見出しうる。周辺領域に適用されている会計処理については、通念にかかわらず、「当面の検討対象である会計処理と相互に関連している可能性」を視野に収める必要があるだろう。

会計基準や会計実務を対象とした国際的な比較分析は、ほんらい、会計現象間の因果関係を解明するのに資する研究手法といえる。ただ、これまでの比較分析においては、それが果たしうる役割の限界が必ずしも十分に意識されておらず、また比較分析から含意を得ようとする際に留意すべき事項についても、十分な配慮がなされてこなかったと考えられる。こうしたことから、これまでの比較分析は、「期待しうる役割」を十分には果たさず、逆に「ほんらいなら期待できない役割」を負わされてきた可能性がある。減損会計基準に関する国際比較についていうなら、基準の違いを解説することに終始している先行研究や、各国が置かれている環境条件の違いを顧みず、会計基準だけに焦点を当ててその「優劣」を問うような先行研究がその典型例である。

果たしうる役割の限界を意識し、また会計基準を取り巻く環境要因を適切にコントロールすれば、比較分析からはこれまでより多くの成果を期待できるはずである。先行研究が抱えていた方法論上の問題点を健全な形で批判するとともに、「模範的な比較分析」に親しむことで、会計基準の比較分析はますます実り多いものとなるだろう。

注

- (1) FASB [1995], paras.69-70 を参照。
- (2) IASB [1998] はその第 1 項において、「本基準の目的は、企業が資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保するための手続を定めることである。資産は、その帳簿価額が使用又は売却によって回収される金額を超過する場合には、回収可能価額を超える価額を付されていることになる。このような場合には、資産は減損しているものとされ、本基準は企業が減損損失を認識することを要求している。本基準はまた、企業が減損損失の戻入れをしなければならない場合を特定し、減損した資産に関する一定の開示についても定めている。」と記している。
- (3) IASB [1998], BCZ9-BCZ26 を参照。
- (4) FASB [1995], para.6 および企業会計審議会 [2002] 「二 減損損失の認識と測定 2. 減損損失の認識」を参照。なお、よく知られているように、減損損失を認識するかどうかに関する精査は、減損の兆候がみられる資産に限って行われる。減損の兆候については FASB [1995], para.6 および企業会計審議会 [2002b] 「二 減損損失の認識と測定 1. 減損の兆候」を参照。
- (5) 企業会計基準審議会 [2002a] 「四 会計基準の要点と考え方 (2) 減損損失の認識①」および秋葉 [2003] を参照。
- (6) 企業会計審議会 [2002b] 「二 減損損失の認識と測定 3. 減損損失の測定」および IASB [1998], para.1 を参照。
- (7) FASB [1995], para.75 を参照。なお減損損失の戻し入れを禁じる理由については para.105 を参照。
- (8) 簿価と回収可能価額との対比によって減損処理の可否を判断する方法は、日本の減損処理を支える基本的な考え方（初期投資額のうち結果的に過剰となってしまった部分の切り捨て）と整合的なものといえる。そこでいう回収可能価額は、使用価値と売却処分価値のうちいずれか大きいほうと定義されることから、ここでは「使用価値との対比」を準拠としたうえで、「割引前キャッシュフローの単純な合計額」に着目して減損処理の可否を判断する方法を「より慎重に判断する方法」と特徴づけている。
- (9) IASB [1998], BCZ184 を参照。
- (10) ここで慎重なスタンスというのは、簿価を最善の用途にもとづくキャッシュフローの割引現在価値（すなわち最善の用途にもとづく使用価値）と対比する方法ではなく、米国 FASB が求めている「簿価と最善の用途から期待されるキャッシュフローを割引かず合計した金額とを対比する方法」が採択されていることを指している。本文中に記したように、「転用や置換えの意思決定」はほんらい、ある用途にもとづく使用価値と別の用途にもとづく使用価値との比較を通じて行われる。この方法を比較の対象とした場合は、米国 FASB が求めている認識基準が慎重なスタンスに根ざしているかどうかについて確たることがいえない。
- (11) 「簿価が回収可能かどうか」の判断は、このほか、ASBJ や米国 FASB が減損処理の可否を判断する際に参照している「割引前キャッシュフローの単純な合計額」を超過しているかどうかによっても行いうる。ただし固定資産の保有期間は一般に長期にわたることから、割引計算の手法によらない「割引前キャッシュフローの単純な合計額」を取って用いる必要は乏しい。
- (12) 「事後的に判明した事実にてらしてみても回収可能な初期投資額」にもとづき計画的・規則的に減価償却費を配分した場合、投資の途中で簿価（未償却残高）が簿価を超える事態が起こりうる。ただしこういう形で生じる「過大な簿価」は、定義上、償却不足にもとづくものである。
- (13) いうまでもなく、ここで比較の対象とされているのは、「収益力の低下しか生じず、それと同時にキャッシュフローの実現パターンが変化することはない場合」である。すなわち回収可能なキャッシュフロー総額の割引現在価値は減少する（すなわち収益力は低下する）ものの、見積もり直したキャッシュフローの実現パターンは大きく変化しないケースだけしか視野に収めないのか、それとも「償却の不足」が同時に起こる可能性をも視野に収めるのがここでの争点である。
- (14) よく知られているように、日本の現行会計基準は「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という考え方のもとで、減損が生じた固定資産の簿価を一律その回収可能価額まで切り下げようとしている。いわば本文に記した (b) への簿価修正が常に求められている。その理由は必ずしも定かでないが、おそらく、減損が生じるようなケースでは、一般に、投資期間の後半に回収しうるキャッシュは僅少と考えられているのであろう。その場合、通常の償却基準によっていたのでは、一

般に、減損と償却不足が生じてしまうため、簿価は結果的に減損対象資産の「回収可能価額」まで切り下げられることとなる。

- (15) この認識基準は、現行の減損会計基準が実際に要求している「収益力が低下した固定資産の簿価と、当該固定資産が将来に生み出すキャッシュフローを割引かずに合計した金額（割引前キャッシュフローの単純な合計額）との大小関係に根拠した判断」とは異なっている。ただ、減損損失の測定基準を検討した際に論じたとおり、減損損失の計上が求められる状況においては、キャッシュフローの回収パターンも変化している可能性がある。かりにこうした変化は普遍的にみられるものとするれば（すなわち「収益力の低下は一般に償却の遅れを伴う」といっているのであれば）、収益力が低下した固定資産の簿価は、償却の遅れを取り戻す必要も含め、最終的に、その「回収可能価額」まで引き下げられることとなる。

また収益力の低下を伴わずに償却の遅れだけが生じる場合においても、固定資産の簿価は、簿価の修正を行う時点の「回収可能価額」まで切り下げられることとなる。つまり「収益力の低下には償却の遅れによる償却不足が伴う」といっているのであれば、減損の有無にかかわらず、もっぱら償却の遅れに対応すれば、結果的に「収益力の低下に伴って顕在化した、過剰投資額（正確には過剰投資額のうち、減損発生時点までに費用化されていない部分）の切り捨て」にも対応できることとなる。

その場合、収益力が低下したことの影響も含む「複合的な要因にもとづく簿価切下げ」は、簿価が将来キャッシュフローを見積もり直した時点の「回収可能価額」を超過してし

まったかどうかで判断すればよいこととなる。そうした判断を慎重に行おうとすれば、簿価と「割引前キャッシュフローの単純な合計額」との対比を通じて減損の要否を判断することにも合理性を見出しうる。ここで述べたように、いくつかの前提のもとでは、日本の現行基準が求めている減損の認識基準に「それを支える基本的な考え方に結びつくもの」としての合理的な解釈を与えることができる。

参考資料

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1995], Statement of Financial Accounting Standards No. 121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, March 1995.

International Accounting Standards Board (IASB) [1998], International Accounting Standard No. 36: *Impairment of Assets*, June 1998 (Originally issued by International Accounting Committee and adopted by IASB in April 2001).

秋葉賢一 [2003], 「減損損失の認識と測定」 辻山栄子編著『逐条解説 減損会計基準』第3章, 2003年6月, 中央経済社。

課題研究委員会 [2009], 日本会計研究学会 課題研究委員会 (徳賀芳弘委員長) 『日本の財務会計研究の棚卸し ―国際的な研究動向の変化の中で― (中間報告書)』, 2009年9月。

企業会計審議会 [2002a], 『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』, 2002年8月。

企業会計審議会 [2002b], 『固定資産の減損に係る会計基準』, 2002年8月。